

協議事項

1. 先例・申し合わせの見直しについて

<これまでの取り組み及び協議事項の概要について>

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

<各項目の協議>

【No.1～2 優先度Bとなっている事項の検討について】

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

（ 協議の結果 ） 事務局提案の取り扱いとするよう決定

【No.13～16, 19 CATV放送及びインターネット配信関連】

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）・・・（ 質疑なし ）

○委員（意見）

- ・ 予算も絡むこととなると思うが、ケーブルテレビ放送とするのがよいのか、インターネット配信についても、YouTube とするのか、他のものが良いのか検討するとよいと思う。
- ・ 議会放送及び配信の対象として、本会議と特定されているが、できれば委員会、特別委員会、全員協議会等も今後検討いただきたい。

（ 協議の結果 ） 事務局提案のとおり改正

【No.4、17 会派『そらいろ白杵』からの提案内容】

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員（匹田久美子）

（ 口頭により説明 ）

○委員（意見）

- ・ 通例で2泊3日ということだが、1泊2日、或いは2回しては駄目だというルールとなつてはいない。ルールを変えずに、範囲内でできるという理解でよいか。

⇒事務局（原 伸行）

- ・ 先例・申し合わせには明記していないが、範囲内での取り扱いとなるが、これまで2泊3日で行うことが多いため、今回提案があったと承知している。ただ、議員の認識の確認及び共通化が目的であるため、直ちに改正を求めているものと考えている。
- ・ 常任委員会の視察については、現行は年間14万円を上限としているので、年1回、2泊

3日で行くこと通例としているが、1回視察した後に、さらに検討したい内容がある場合で、旅費が14万円以内となれば、2回目の視察が可能になると助かる。

- ・視察の件は、1泊2日で行くことや2、3か所に視察に行く思いはあると思うが、現状事務局が視察先等との段取りをしているので、委員長と事務局が打ち合わせして決めればよいと思う。先例・申し合わせの内容としては、このままか、回数のみを決めるなど、柔軟性を持たせたものの方が良いと思う。
- ・視察について、先例・申し合わせの明記は最低限度で、詳細については、その都度、常任委員会で協議して決めればよいと思う。

○委員長（川辺 隆）

- ・一般質問の所要時間については、各定例会の一般質問の総括において議論しているが、議場においては、議長権限により時間が超過した場合も答弁者の答弁しているのが現状。議長からもしご意見があればお願いしたい。

○議長（内藤康弘）

- ・現状の取り扱いは、委員長の言ったとおり、議長ごとに取り扱いは異なることがあるかとも思うが、執行部も答弁を長い時間をかけて作っているため、その部分については、1時間過ぎたとしても答弁をさせるようにしている。この時間の問題は、特定の議員のみが対象となっているので、全体での議論の余地はないと思う。

（ 協議の結果 ） 先例・申し合わせは現行通り

【No.5～12 第5章 規律】

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）

① 本会議等の発言での資料（グラフ・パネル等）・プロジェクター等の機器の使用

○委員（意見）

- ・使用に向けて、進めることについて賛成。ただ、傍聴者やケーブルテレビでどのように視認できるようにするのか、議場内の大型モニターを使うのか、プロジェクターを使用して執行部側から見えるようにするのか、イメージがわからない。
- ・必要ないと思う。資料を見せる目的と対象というのは、誰とするのかを聞きたい。仮に執行部に伝えるために用意するのであれば、事前のヒアリングで提出しておけばいい問題となる。市民に見せるとすると、今のところ、口頭の説明以外に資料を見せる必要までは感じていない。
- ・質問内容をより分かりやすくするためのツールとして、基本的にはあったほうが良いと思う。ただ、使用に当たっては、会議録との兼ね合いが懸念されるので、文章で内容を伝える工夫を含め、今後考えていければと思う。
- ・将来的には良いと思う。今はまだ条件がそろっていないので、議会改革調査特別委員会な

どで検討いただいて、その結果を受け、先例・申し合わせの改正を行うとよいと思う。

- ・ 早めにやってみて、何か問題があれば、その都度訂正していってみはどうかと思う。執行部に対してもだが、市民に対して、資料をパネルとして提示して説明することは良いことだと思う。
- ・ パネル等の使用については、賛成。市民により、議会でどういうことが話されているのかというのを、興味を持ってみてもらうためにもあったほうが良いと思う。誰に見せるかといえば市民だと思う。議場のモニターを使って見せることができれば、システム的には難しくないと個人的には感じている。
- ・ 将来目指す方向としては、使用を検討するのが良いと思う。現状で、運用が難しいので、先進地視察などで事例を学び、試行錯誤しなければならない。議会改革調査特別委員会で詳細を検討議論が必要かなと感じた。
- ・ 議会運営委員会で先進地の視察をしてもよいと思う。県内では、杵築市議会でモニターを使っているのだから、それを参考にしてもよいのでは。

(協議の結果) 本会議等の発言での資料(グラフ・パネル等)・プロジェクター等の機器の使用には、将来的な導入の検討のため、調査研究を行う

② 本会議、委員会等での水分補給(みらい白杵提案)

○委員(梅田徳男)

(口頭により説明)

○委員(意見)

- ・ 水分補給が可能なように改正する方向でよいと思う。現状でも、質問席及び登壇席にも設置しており、自席も水分補給ができることにすればよいと思う。
- ・ 本会議では、1時間おきに議長が休憩をとっているが、それでもなお自席での水分補給が必要となるのか。

⇒委員

- ・ 通常は、1時間ごとの休憩を採れば問題ないと思うが、その日の体調や持病・疾患による部分もあり、一概に言えない部分もあると思う。糖分についても同様。命や健康に関わる問題なので、柔軟に対処すべき問題だと思う。
- ・ 水分補給を可能とする場合、先例・申し合わせの改正等が必要となるのか。現在、禁止という記載がない場合、許可の文言をあえて追記する必要があるのか。

⇒事務局(原 伸行)

- ・ 禁止事項ではないが、明記することで気兼ねなく水分補給が可能となるため、今回改正が提案されたと考えている。明記する場合は、条件により水分補給を許可するのか、持ち込み許可の要否、飲み物を机の上に置くことの是非についても、検討が必要。
- ・ これまで水分補給や持込は禁止されていると認識していた。明記した方がよいと思う。

- ・次期定例会の取り扱いはどうなるのか。

⇒委員長（川辺 隆）

- ・現状でも禁止事項ではないので、水分補給は可能と考えているが、次回の議会運営委員会の中で改正案を提案し、内容を確定したいと考えている。

- ・水分補給の必要性の理解はできたが、机の上に置かずに、飲むときもタイミングを見計らって上手に行えばよいと思う。難しく考え過ぎる必要はないと思った。

（ 協議の結果 ） 水分補給については、次期定例会から健康上必要な時に、水分補給が可能となるよう、次回会議で先例・申し合わせの改正案を提案

【No.18 海外視察について】

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員（意見）

- ・記載内容については、友好都市の取り扱い及び海外視察の必要な事項については、議会運営委員会で協議する旨のみとすればよいと感じた。（同意見の委員複数あり）
- ・海外視察の内容については、全てを削除してもよいのではないかと思う。
- ・ユネスコ食文化創造都市の認定もあり、友好都市以外への訪問も考えられるので、友好都市のみを行き先に限定せず、参加要請のある議長は公費で参加できる旨が良いと思う。
- ・将来の事情によっては、海外視察があり得るので、海外視察の条項については、残した方がよいと思う。

（ 協議の結果 ） 友好都市訪問を除く、海外視察については実施の際、議会運営委員会にて協議し取り扱いを決めるよう、次回会議で先例・申し合わせの改正案を提案

2. 議会ハラスメント防止に対する今後の取り組みについて

◎書記（原 伸行）

（ 配付資料に基づき説明 ）

○委員（意見）

- ・議員間で共通の知識や意識を持つことが一番大切。そのための勉強会を提案したい。日々ハラスメントの定義や概念は変わってきているので、議会内で確認するのが、最初のステップだと考えている。
- ・ハラスメントはする側、される側で感覚が違うので、認識を統一していくのは必要。また、議員としての活動の制限が懸念されるので、例規等をルールを制定するのは良いと思う。
- ・対象ハラスメントの定義が広い。対象範囲も、議員間、議員と職員間はわかる。ただ、議

員と有権者間というのは、規制等が厳しい部分があるので、範囲などについて幅広い検討が必要だと感じた。

- ・抽象的な全体を網羅するような大筋の規定・指針のようなものの整備が必要だと思う。
- ・規定の整備は必要だと思う。守る立場と、守られる立場と両方の立場で作っていくことと、研修が必要だと感じた。内容を研究しながら、制定していければ良いと思う。
- ・議員の自覚として対応できないのかなと思う。本来、その範疇のものだと感じている。自覚をもって議員として活動すべき、その自覚をしっかりとさせる意味でも勉強会が必要だと思う。
- ・議員と職員間のパワハラの実態については、頻度を含めて確認したい。現在、実態がないのであれば、議員が自覚を持って対処すべきものであると感じている。

⇒事務局

- ・議員と職員間のパワハラについては、令和6年12月定例会の一般質問で、そういった事実の報告はないと執行部が答弁した。その後の情報は把握していない。
- ・制定については、異論はないが、整備する要綱、規程、条例をどのようにするのが、一番議論すべき点だと思う。

○オブザーバー（意見）

- ・個人的な意見だが、議員から一般市民までを範囲とするのは事実関係の確認が困難であると思う。まずは、議員間、議員と職員間の範囲で規定を設けるのが良いと思う。

（ 協議の結果 ） 次回以降、協議を継続。今回の議員意見を踏まえ、今後の検討事項の整理及び整備案を提案

○委員長（川辺 隆）

- ・議会改革調査特別委員会がこの後予定されているため、本日の委員会は終了する。協議事項3以降については、次回の議会運営会にて協議することとしたい。

午前10時48分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和7年5月14日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 川辺 隆